

別記第9号様式(第6条関係)

年 月 日

(提出先)  
足立区足立保健所長

開設者 住所

氏名 印

電話番号 ( )

ファクシミリ番号 ( )

歯科診療所開設届

歯科診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名称		
2 所在地	電話番号 ( )      ファクシミリ番号 ( )	
3 診療科目		
4 開設者 (右記に該当する者のみ記入する)	現に病院又は診療所を開設、管理又は勤務している場合	名称 所在地
	本施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合	名称 所在地
5 開設年月日	年 月 日	
6 管理者	住所	
	氏名	
	臨床研修等修了登録年月日	年 月 日
	免許証番号及び登録年月日	第 年 月 日 号
	職歴	別添のとおり
7 診療日時		



8 診療に従事する歯科医師(医師)の氏名、担当診療科目名、診療日時等(免許証の写し添付のこと)

氏名	担当診療科目名	診療日時	臨床研修等修了 登録年月日	免許証番号及び 登録年月日
管理者			年 月 日	第 年 月 日号
			年 月 日	第 年 月 日号
			年 月 日	第 年 月 日号
			年 月 日	第 年 月 日号
			年 月 日	第 年 月 日号
			年 月 日	第 年 月 日号

9 従業者数	歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	歯科業務 補助者		事務員	計
	名						名

10 敷地の面積  $m^2$  (敷地の平面図は別添のとおり)

11 敷地周辺の見取り図 (案内図を添付すること)

12 建物の構造概要及び平面図 (平面図は別添のとおり)

建物総てが診療所の場合	建物別名称	構造概要	建築面積	延面積
		造 階建	$m^2$	$m^2$
住宅と併設の場合		造 階建のうち	階	$m^2$ 使用
ビルディングの一部を使用する場合		造 階建のうち	階	$m^2$ 使用

13 歯科治療室	室面積	治療いす	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
	$m^2$	台			

14 歯科技工室	室面積	防じん設備	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
	$m^2$	台			

15 エックス線 装置及び診 察室	装置	用途	制作者名及び形式		
	固定・携帯	$m^2$			
	固定・携帯	$m^2$			
	診察室面積	室内の構造概要	操作室面積	暗室面積	暗室の設備
	$m^2$		$m^2$	$m^2$	

16 便 所	場 所	職員、患者の別	男女別	大・小便器数	手洗所	床	備考	
17 消火機器の設置場所								
18 その他の施設								
待 合 室		階	m <sup>2</sup>	医 局	階			m <sup>2</sup>
事 務 室		階	m <sup>2</sup>					
消 毒 施 設		階	m <sup>2</sup>					
19 建築確認	年 月 日 第 号							

添付書類							
<p>(1) 開設者である歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書</p> <p>(2) 診察に従事する歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し</p> <p>(3) 土地及び建物の登記事項証明書(ビルディングの一部を賃借する場合は土地の登記事項証明書は省略できる。)</p> <p>(4) 土地又は建物を賃借する場合は、賃貸契約書の写し</p> <p>(5) 敷地の平面図(ビルディングの一部を使用する場合はその階全体の平面図)</p> <p>(6) 案内図</p> <p>(7) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)</p> <p>(8) エックス線診察室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。ただし、エックス線備付届を同時に届け出する場合は省略できる。)</p> <p>(注1) 開設者が変更した場合、(5)～(7)に変更がないときはその書類を省略できる。</p> <p>(注2) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。</p> <p>(注3) 平成16年4月1日現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって平成16年4月1日以降に医師免許を受けた者は、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなし、「臨床研修等修了登録年月日」欄の記入及び「臨床研修等修了登録証の写し」の添付は不要とする(ただし、再教育研修の命令を受けた者を除く)。</p> <p>(注4) 平成18年4月1日現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって平成18年4月1日以降に歯科医師免許を受けた者は、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなし、「臨床研修等修了登録年月日」欄の記入及び「臨床研修等修了登録証の写し」の添付は不要とする(ただし、再教育研修の命令を受けた者を除く)。</p>							